

令和3年度 第2回 稲美町地域公共交通活性化協議会 書面協議の意見まとめ

協議結果（意見まとめ）

報告事項①「稲美町地域公共交通活性化協議会財務規程について」

・理由・意見

Q.（予算）第3条第3項 稲美町長に提出しなければならない
（決算等）第10条第3項 稲美町長に送付しなければならない
とあるが、予算と決算で何か違いはあるのか

A. 差はないので、送付に統一しました

報告事項②「令和3年度 稲美町地域公共交通活性化協議会の役員について」

・理由・意見 特に無し

協議事項①「令和3年度 稲美町地域公共交通活性化協議会 収支予算書について」

・原案のとおり 承認する 17名
承認しない 0名

・理由・意見 特に無し

協議事項②「稲美町地域公共交通計画策定業務の委託事業者の選定について」

・原案のとおり 承認する 17名
承認しない 0名

・理由・意見 特に無し

協議事項③「稲美町地域公共交通計画策定業務委託仕様書（案）について」

- ・原案のとおり 承認する 17名
承認しない 0名

・理由・意見

Q. 「14. その他（3）国及び県等への各種報告・資料提出 “の要請” があった場合には・・・、」とした方がわかりやすいのではないかと

A. 同様の修正をしております。

Q. 10. 秘密の保持において、記録媒体の（メモリー）の削除を入れなくても良いかと。

A. 「10. 秘密の保持」、「11. 第三者への提供の禁止」、「14. その他（4）」のとおり、秘密の保持については明記されておりますので、データの削除までは求めておりません。